

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第16号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成17年射水市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。